■高知県ボランティアセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案（新） | 改正前（旧） |
| 第１条～第7条　略  附則１　略  ２　この要綱は、令和9年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５条第４号から第８号まで及び第７条第３項の規定については、同日以降もなおその効力を有する。  　　　附　則  　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。    以降　略 | 第１条～第7条　略  附則１　略  ２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５条第４号から第８号まで及び第７条第３項の規定については、同日以降もなおその効力を有する。  【新設】  以降　略 |